

れず、二カ所に分割する計画になってしまった。

そのほか、下水管きょ工事にあたり、関係者の協力がえられず、工事の完成が遅れ、解消されるべき浸水被害を、防げなかった例もある。下水処理場やポンプ場には、比較的平坦で、まとまった用地が必要であり、下水管きょでは線形など、下水道施設の特長性から、場所的に制約が多く、地元住民の理解と協力がなければ、下水道の整備をすすめることはできない。市民の積極的参加が望まれるところである。

7 河川

大河川から都市小河川へ

これまで、河川といえば大河川を対象とする考えが強く、国または県が管理する一級河川の鶴見川をはじめ、大岡川・柏尾川・帷子川・侍従川など県知事管理の二級河川が、国の補助を受けて改修されてきた。これらは、その本流が市の既成市街部を流れているため、市としても有形無形の応援を続け、比較的規模の大きな河川については、あらかじめ定めた計画にもとづいてある程度整備を進めてきている。その状況は表2-57のとおりである。

ところが、上流へいくにつれて、河川と水路との区別がつき

表 2—57 河川改修状況

区分	河川数	河川延長	改修状況	
			改修済延長	整備率
1級河川	6	55,394 m	43,134 m	77.8%
2級河川	15	65,856 m	34,810 m	52.8%
準用河川	20	32,680 m	24,986 m	76.4%
普通河川	主要なもの 80	151,208 m	32,265 m	21.1%

注：1. 昭和45年3月31日現在

2. 下水道局河川課調べ

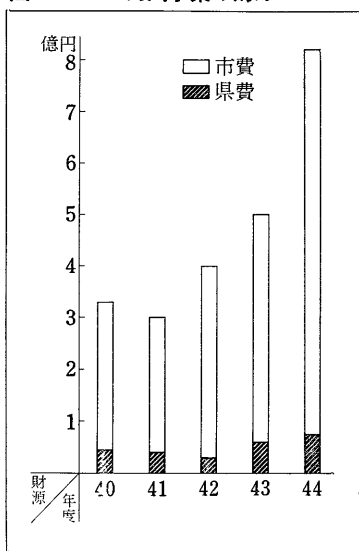
にくいドブ川となる。

これらは、都市の排水機能上、重要な役割をもつにもかかわらず、たんに規模が小さいという理由で河川法を適用されな
いたため、その改修整備と適正な管理がおこなわれないまま、
放置されてきた。しかし、市民の生活に結びつきの強い、こ
れらの小河川を無視することはできない。そこで市では市費
を投じて改修・維持管理しなければならなかった。

市の河川事業費の財源をみてもわかるとおり、災害のときに
国庫補助がある以外には、唯一の補助として県費の投入があ
るだけであった。

そこでこうした大都市財政の苦境を背景として、国にたいし
て、都市河川改修に財源の手当をするよう要求してきた。そ
の結果、昭和四十五年度から都市小河川改修費補助制度が認
められた。これは東京都区部と六大指定都市が、市内の未
整備河川の改修を、法律上の管理者である府県にかわって、
直接実施できるものとし、国・県で約三分の二を補助するも
のである。しかし、河川法上の取扱いなどまだ不明確な点も
多く、今後も制度の改善のために努力する必要がある。

図 2—19 河川事業の財源



宅地開発に対処して

昭和四十一年六月の台風四号による出水で、市が大きな被害を受けたことは、私たちの記憶に新しいが、最近では洪水による被害は大きくなる傾向にある。具体的な例で比較してみよう。

二十八年九月の台風一三号では、総雨量一二六ミリだったのに、被害状況は床上・床下浸水あわせて四〇〇戸たらずであった。三十一年十月の集中豪雨では、総雨量一〇五ミリで、床上・床下浸水が、約二、〇〇〇戸にふえた。宅地開発が、

活発になりだしたのは、このころからで、住宅需要が急増するにつれて、民間の企業が近郊地帯に宅地造成を手がけ、複雑な工事が目立つようになった。三十五年には、年間約二〇〇万平方メートルの宅地造成がおこなわれた結果、三十六年六月の集中豪雨にさいして、総雨量一二〇ミリだったにもかかわらず、約二万戸の床上・床下浸水被害を受けた。

以上の数字のしめすとおり、郊外地の宅地開発が進むと、山林が切り開かれ、田が埋め立てられることによって、雨水の流れが大きく変化し、ちよつとした雨でもすぐにあふれてしまい、河川の中流や下流の地域で浸水被害が大きくなりがちである。したがって、河川の上流流域や中流流域の平坦地が開発される場合には、下流地域の河川改修が進まないと危険なことになり、かりにすでに改修されたところでも、改修計画を大幅に変えなければならなくなる。しかし、そのためには用地買収・補償・付帯工事などきわめてむずかしい問題があり、多くの工費があるので、緊急に実施することはむずかしい。そこで、費用を開発業者に負担させて、できるだけ治水上の不安を生じないよう指導してきた。

都市施設としての河川

むかしは、めだかやどじょうをすくえた川だったのに、いまではドブ川と化して、といった表現で近年クローズアップされてきた、いわゆる都市河川。この都市の中を流れる河川にたいして、市民の要望はさまざまである。「悪臭を放って不潔だからおおいをしてくれ」「いや雨が降ればあふれるから、水の流れをよくするためにオープンにして幅をひろげてくれ」「子供が落ちて危険だし、いざれ下水道が布設されれば不用となるから駐車場用地として払い下げてくれ」というものから、はては川岸すれすれに建物をせり出しておきながら、「川が汚ないからしゅんせつ工事をやってくれ」という陳情にもぶつかる。

都市の美観上からも、また市民のいこいの場としても、河幅をひろげて護岸を完全にすることが一番望ましいこととわかっていても、さてその実行となれば、用地買収の厚い壁にぶつかって容易なことではない。一例として、大岡川は、横浜市の中央部を南北に流れ、その大部分は県管理の二級河川であるが、沿岸の宅地開発が進むにつれて、雨水が河川へ集中しており、その流出量は年々ふえる傾向にある。また、下流

部の流路は分派したり合流して複雑な流れとなっており、このため沿岸地域はしばしば浸水、はんらんの危険にさらされるようになった。

その対策として昭和四十二年以来、国・県・市で協議検討をかさねたところ、現在の河川断面を大幅に拡張しようにも、下流が密集市街地であるため、用地買収、移転補償などに多大な工費を必要とするので、資金的にみて實際上不可能と考えられた。そこで、上流の日野川と大岡川との合流点上流部から、直接根岸湾へ洪水を流下させ、沿岸地域の洪水による被害の軽減をはかるため、大岡川分水路（延長約三、六〇〇メートル）を五〇年度完成を目標に県と市で建設を進めている。

河川の汚れを防ぐ

下水道局でおこなっている河川水質調査結果によると、市内河川は年々汚濁が進行しており、なかでも帷子川・大岡川の上流部の汚れがひどい。比較的汚れていない鶴見川でも、魚の住める水質が保たれているのは、河口から三〇キロメートルも上流の町田市との境界付近である。臭気がでる限界とさ

れている水質BOD（生物化学的酸素要求量。水中の細菌などの微生物が有機物などの汚れを分解する時に必要な酸素の量をあらわす。この値が大きいことは水が汚れていることを意味する）が10ppmとされているが、このBOD10ppm以下の水質に保たれているのは、河口から約20キロメートルの地点である。その他の川では、BOD50ppm前後のところが多く、巨大な下水渠と化している。

河川汚濁の防止は、根本的には下水道の整備と工場排水の処理とによるものではあるが、現在、汚れた川をさらってきたなくしているのがゴミの不法投棄である。ゴミの不法投棄を防ぐには、まず市民の公德心によらねばならないが、そのためには、河川浄化のPRとともに河川パトロールなど取締りを強めることが必要である。地元市民によって組織される「河川愛護会」などの市民運動が育つことは効果的である。市内には、神奈川区河川愛護会があり、入江川などの河川清掃、美化運動をおこなっている。また河底の泥を取り除く河川しゅんせつも、水質保全・洪水対策上重要であり、各河川は毎年一回、しゅんせつをおこなっているが、さらに回数をふやす必要がある。

公害対策基本法にもとづく水質環境基準が決められ、とくに水質保全法の指定水域となっている鶴見川水系の下水道整備が急務となっている。さらに横浜市の中心を流れる帷子川は汚れがひどいので神奈川処理場の建設を急がなければならぬ。

このように河川の水質保全は①下水道整備、②工場排水規制、③ゴミ不法投棄防止、④しゅんせつ、が一体となつてはじめて達成されるものであるが、とくに、③については、市民の協力が必要である。

また、水道管やガスパンを家庭に引いたり、家屋に出入したりするために、河川や水路の敷地を使用する必要がある場合には、届出があれば指導・相談に応じ、占使用を認めている。取扱件数は、昭和四十一年度七〇〇件、四十二年度八〇〇件、四十三年度一、〇〇〇件と年々ふえている。しかし、無断占使用や不法占拠もあとをたない。市では付近の住民の協力やパトロールなどによって、対策をすすめているが、最終的には河川や水路は、市民の一人一人の共有財産であるという意識をもって、協力してもらうことがなによりも必要である。